

「働き方改革」についてご相談ください!!

茨城働き方改革推進 支援センター開設



働き方改革の実行に向けて専門家が無料で相談に応じます

まずはフリーダイヤル ☎ 0120-971-728 へお電話を。

窓口相談やメールによるご相談にも、お応えしています。出張相談会やセミナーも開催します。

詳しくはホームページをご覧ください。 <https://roukiren-ibaraki.or.jp/kaikaku/>

相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター

〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 (茨城県産業会館 2階)

☎ **0120-971-728** (フリーダイヤル)

FAX **029-350-3202**

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 (茨城労働局委託事業)

「働き方改革」についてご相談ください!!

茨城働き方改革推進支援センター

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます。

時間外労働の上限規制が導入されます!
年次有給休暇の確実な取得が必要です!
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

ご相談事例

- 時間外労働の上限規制に対応したい
- 36協定について詳しく知りたい
- 同一労働同一賃金ガイドラインについて知りたい
- 非正規労働者の処遇を改善したい
- 労働時間管理の方法について相談したい
- 労働時間制度、賃金制度を見直したい
- 生産性向上による賃金引上げを行いたい
- 労働関係の助成金を活用したい
- 人手不足に対応する方法を教えてください

費用 無料

相談方法

- ・フリーダイヤルによる電話相談
- ・ご来所による面談相談
- ・メールによる相談
- ・FAXによる相談

相談日時 平日午前9時～午後5時
(祝祭日・年末年始を除く)

相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター
〒310-0801

いずれも
無料です!

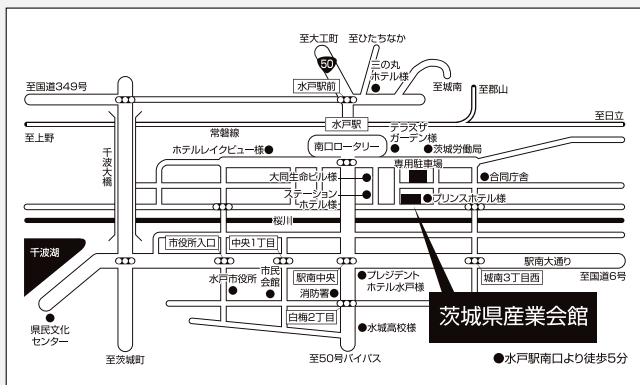


専門家派遣も

専門家が企業へ訪問して課題解決の技術的な助言・提案を行います。

出前セミナー・出張相談会も

関連法制度や労務管理の手法の紹介、労働関係助成金等の活用についてご要望に応じてセミナーや相談会を行います。



まずはお電話を



(フリーダイヤル)

0120-971-728

FAXによる相談

FAX 029-350-3202

詳しくは労基連ホームページをごらんください。 <https://roukiren-ibaraki.or.jp/kaikaku/>